

2 快適な生活空間の維持向上

下水道の主目的である、衛生的で快適な生活空間をより多くの市民に提供するとともに、良好な水環境の維持向上を図るため、施設整備などを計画的に進め、平成34年度までに汚水処理施設整備の概成を目指します。

(1) 未普及地域の解消

ア 汚水処理施設整備の促進

地域特性に応じ、公共下水道と市設置浄化槽の2つの手法により、未普及地域の解消を進めます。

公共下水道については、太平・柳田地区、河辺神内地区および下浜地区などに下水道の整備を推進します。

また、市設置浄化槽については、お客さまに積極的な情報提供を行いながら整備を推進します。

イ 私道等への整備

私道への整備に当たっては、お客さまからの申請と管路布設用地の土地使用承諾が前提となっています。このため、個別の説明会や広報活動を積極的に行うことにより、未整備地区からの申請を促しながら、整備を進めます。

また、様々な事情により整備が困難な箇所については、市設置浄化槽による整備を行うなど、下水道事業計画の見直しも含めた検討を行います。

ウ 整備困難路線の解消

国道や県道の道路管理者から道路占用が許可されない箇所や、他事業者の地下埋設物が輻輳している箇所など、下水道の整備が困難な箇所について、最適な整備手法を検討しながら、整備を進めます。



下水道管路工事



市設置浄化槽工事

エ 上下水道統合型GISの機能拡充

上下水道統合型GISにより、未整備地区や整備困難箇所を一元管理できるよう、基礎データの整備やシステムの機能拡充を図ります。

(2) 公共用水域の水質保全

ア 水洗化の促進

下水道などの供用を開始した地域を対象に、融資あっせん・助成金制度による水洗化への支援制度を引き続き実施するとともに、新聞や広報あきた、市民便利帳などを活用し、水洗化に関する情報提供を行います。

また、供用開始からの経過年数にあわせて、個別PRやアンケート調査を行うなど、水洗化の促進に努めます。

加えて、個人で浄化槽を設置するなど、すでに下水道以外の手法で水洗化を行っている世帯、法人および集合住宅所有者への戸別訪問を重点的に行い、下水道への接続促進を図ります。

イ 放流水質の適切な管理

下水道終末処理場、農業集落排水処理施設および市設置浄化槽の機能を適切に維持管理するとともに、設備機器の計画的な改修や修繕により、処理場の延命化を図りながら、放流水質を適正に維持します。

また、ポンプ場やマンホールポンプについても、適切な維持管理と設備機器の計画的な更新により、機能を適正に維持します。

特定事業場^{※24}については、接続申請時における設備の適切な審査および検査と、供用開始後の排水の立入検査^{※25}などにより、処理場の運転に支障が出ないように、法に定められた排出基準の遵守について、適切な指導を行います。

※24 特定事業場

事業所からの排水が、そのまま下水道へ排水できる基準に適合しないため、水質規制が必要な施設として法令により特別に指定された特定施設を設置する工場や事業場などのこと。下水道へ排水する基準に適合させるための除害施設を設けることが一般的。

※25 立入検査

下水道管理者は、下水道の機能および構造を保全し、処理場からの放流水質を基準に適合させるため、必要な限度において、排水設備、特定施設、除害施設などへ職員を立入検査させることができる。

ただし、人が居住している建物では、あらかじめ、居住者の承諾を得なければならない。